

既修得単位認定申請における注意事項

1. 既修得単位認定申請書類について

認定申請には以下の書類が全て必要となります。ひとつでも欠けると受理ができません（本学に既に提出している書類を除く）。申請に必要な書類、資料は申請者が期日までに用意してください。

- (1) 既修得単位等認定申請書（別記様式）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書又は単位取得証明書
- (4) 既修得科目の内容が確認出来る書類（講義概要、学修目標、学修項目やSB0s、教科書等の詳細な情報が記載されているシラバスなどのコピー）。その詳細書類「2.」以下を参照して用意すること。

2. 「1.（4）既修得科目の内容が確認出来る書類」について

下記項目が確認できる箇所について、提出物にマーカーで線を引く等を行い、申請時に分かるようにしてください。確認出来ない場合は書類不備となり受理ができません。

- ① 申請しようとする既修得科目が、本学部の当該授業科目の時間数と同等以上のものであると分かる箇所。
- ② 申請しようとする既修得科目が、本学部で現に開設している授業科目と内容が同程度であることが分かる箇所。

注1. 既修得科目（講義）名の・単位数が明記されているシラバス等のコピーが必要です。（記載箇所にマーカーを引く等で分かるようにしてください）

注2. 講義内容は本学部と同等以上のものを要します。本学部の講義内容をホームページ等に記載されているシラバスを確認してから申請してください。

注3. 既修得科目の名称と、本学部の講義名称が一致していても、本学部の講義内容の一部分が重複しているだけでは認定されないことがあります。

※申請に要する書類等はA4サイズで用意してください。シラバス等の原本は受理できません。書類に線を引く等の作業を行ったものを提出してください。

3. 既修得単位認定書類申請書について

- (1) 既修得単位認定書類申請書の「認定希望授業科目名」「単位数」には、本学部の科目

名と単位数を、「既修得科目名」「単位数」には、修得した大学・大学院の科目名と単位数を記載してください。

(2) 以下の科目は認定希望授業科目として申請できません。

- ・実習科目 (科目名が〇〇実習等の授業) 及び実習、演習要素のある授業 (〇〇演習、ケア・マインド教育、保健体育、薬学入門Ⅰ,Ⅱ等)
- ・2年生以降の専門科目について、薬学部以外の学部及び4年制薬学部で修得した科目は申請できません。

(3) 既修得科目の単位数は本学部開講科目と照らし合わせて分割または合算して申請することができます。ただし、認定希望授業科目の単位数より少ない場合は申請できません。

(4) 第2外国語(「ドイツ語」「中国語」「フランス語」)及び人文社会科学系科目(心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学、言語学)については、選択していない場合は申請できません。また、既修得単位認定の申請後に選択科目の変更はできません。

(5) 既修得科目が他大学6年制薬学部の開講科目である場合、現行の薬学教育モデル・コアカリキュラムを基準として、既修得科目で修得した学修目標をもって認定希望科目の学修目標を網羅しているかを科目担当者が判断し、認める場合があります。